

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	16 件

福岡国民年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金保険料をまれに 1 か月遅れて納付することがあっても、納付しなかったことはない。必ず夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付書に現金を添えて納めていた。申立期間は、昭和 48 年度の第 4 期分であるが、申立期間直前の 3 期分は納付している。

国民年金保険料はきちんと納付しなければならぬと思い納付してきたつもりなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月から現在まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に納付していたと供述しているところ、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていることから、申立人についても、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで

私がA市B区内で店を営んでいた昭和 58 年ごろには、国民年金に加入し、私と妻の二人分の保険料を集金人に納付していたと思う。ひょっとするとまとめて納付したりしたかも知れない。

社会保険事務所（当時）で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 59 年 4 月から 10 年以上の間の国民年金保険料の納付記録が判明したが、58 年ごろには国民年金保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 11 月にA市B区において職権により払い出されていることが確認できる上、オンライン記録により、申立人には、60 年 9 月 6 日に社会保険庁（当時）の国民年金保険料納付書が発行されていることが確認でき、58 年 7 月から 59 年 3 月までの 9 か月分の納付書が申立人に送付されたものと推認される。申立期間②直前の期間である 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料も当該納付書により過年度納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間②直後の期間を含め、国民年金手帳記号番号が払い出された年（昭和 59 年）以降の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間②は 6 か月と短期間である。

2 一方、申立期間①については、申立人は、上記のとおり昭和 60 年 9 月 6 日発行の納付書により、申立期間①直後の期間である 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが推認でき、この時点において、申立期間①は時効により保険料が納付できない期間であったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

昭和48年4月1日付けでA社C工場から同社本社へ異動（昭和48年4月1日、A社に在籍のままD社E所へ派遣）になったが、同社C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日と記録されているため、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において、勤務が中断したことはなく、B社が発行した在籍証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が発行した申立人の在籍証明書及び申立人が保管する昭和48年4月1日付けA社本社への異動辞令から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年2月のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、同社C工場において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について誤った日付で届出を行ったと思われる旨回答

しており、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和 48 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から同年 12 月 10 日まで

社会保険事務所の記録では、A社において、昭和 17 年 12 月 10 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録となっているが、実際には 14 歳（昭和 14 年）から終戦の年までの期間において勤務していた。

現在所持している年金手帳には、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 17 年 1 月 1 日と記載されているが、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法が同年 1 月に施行された後、適用準備期間を経て同年 6 月から労働者年金保険料の徴収が開始されていることは承知している。

14 歳から同社の寮に入り、退職するまでの期間において継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間当時に記載されたとする日記、申立期間当時にA社B工場の敷地内にあった学校において同僚とともに撮影されたとする写真及び同僚の供述から判断すると、申立人が 14 歳当時から申立期間を通じてA社B工場に継続して勤務していたものと認められる。

また、労働者年金保険被保険者台帳索引票及び申立人が所持している昭和 59 年 11 月 26 日付けで再交付された形跡が認められる年金手帳から判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者の資格を取得したのは 17 年 1 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人がC地方に所在するA社B工場から異動したとしているD県に所在する同社E工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人を含む417人が昭和17年12月10日に労働者年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、いずれの被保険者記号番号もC地方で払い出されたことをうかがわせる記載があるにもかかわらず、その全員について、被保険者記号番号が払い出されたと思われるC地方において労働者年金保険被保険者の資格を取得した時点の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認することができない。

加えて、上記417人の中でオンライン記録が確認できる被保険者143人のうち56人については、昭和17年6月1日に被保険者資格を取得していることが記録され、同年12月10日以前に被保険者資格を取得していると記録されている被保険者も35人確認できる。

また、オンライン記録から昭和17年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる前述の56人に係る被保険者台帳（旧台帳）において、同年12月10日にA社E工場で被保険者資格を取得している記録が記載されている上、「仮台帳」のスタンプ印が押されている者も多数確認できる。

当該事情について、日本年金機構F事務センターに照会した結果、同センターは、「昭和17年1月1日に被保険者記号番号がC地方で払い出されているながら、被保険者台帳（旧台帳）では同年12月10日からD県に所在するA社E工場で被保険者資格を取得している記録が確認できることについては記録の整合性に疑問があり、『仮台帳』のスタンプ印が確認できるのであれば、健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳（旧台帳）に何らかの事故があったので、確認できる記録のみを記載している可能性がある。さらに、労働者年金保険被保険者台帳索引票においては事業所名の記載が無いため、被保険者台帳（旧台帳）に記載されていなかったことが考えられる。」と回答している。

加えて、オンライン記録により昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる申立人の同僚は、「私も、年金裁定請求時に、申立人と同様、A社B工場において厚生年金保険に加入した当時の記録が確認できず、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を訂正してもらった記憶がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日に申立事業所における労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に對し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（A社とB社の合併に伴ってA社に名称変更し、現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和63年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月1日から同年8月1日まで

昭和63年に、A社から、同社の製造部門を集約化するために設立されたB社へ入社への勧誘を受け、同年7月1日にB社に入社したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにC社から提出された従業員名簿及び在籍証明書により、申立人は申立期間においてB社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社では、「昭和60年代にB社に入社した社員から聴取したところ、同社では試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとのことであった。」と回答している上、B社の当時の取締役二人は、「A社は、製造部門をB社に、販売部門をA社に集約したが、両事業所とも、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」「事業主から請われて入社したのであれば、入社と同時に厚生年金保険に加入させなかったとは考え難く、給与から厚生年金保険料も控除していたはずである。」と回答している上、B社の管理職であったとする同僚は、「入社と同時に厚生年金保険に加入し

た。入社した月から保険料は控除されていた。」と供述していることから判断すると、B社では、ほぼすべての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえる。

一方、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 63 年 7 月 19 日であり、申立期間のうち、同年 7 月 1 日から同年 7 月 18 日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるものの、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年 7 月 19 日以前に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち 204 人は、それぞれA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得及び喪失した後、当該資格喪失日と同日においてB社で同資格を取得しており、B社に申立人と同日に入社したとする同僚は同年 7 月 1 日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 1 日に同資格を喪失した後、申立人と同日付けでB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は「申立人は当時の社長が営業の管理職として採用していた。」と供述していることなどから判断すると、A社では、B社に製造部門を集約化するために採用した者について、A社において厚生年金保険被保険者の資格を取得させた後、それぞれがB社へ転籍すると同時に、A社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失させ、当該喪失日と同日付でB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 63 年 7 月 1 日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 1 日に同社における被保険者資格を喪失するとともに、同日にB社における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和 63 年 8 月のオンライン記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社では、「申立期間当時の社会保険関係の資料を保管しておらず、申立内容について確認できない。」と回答しているものの、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届が提出された場合、その後資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、社会保険事務所へ申立てどおりの資格の取得及び喪失に係る届出を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月26日から同年5月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が提出した昭和49年4月分の給与支払明細書から判断すると、申立人がA社に同年4月30日までの期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、提出された昭和49年4月分の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は死亡しており、現在の事業主は、「当時、社会保険関係の事務は社会保険労務士事務所に委託していたが、当時の関連資料を保管していないため、申立内容については不明である。」と回答している上、当該社会保険労務士事務所に連絡を取ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が第3種被保険者として届出を行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 15 日まで
(A社B炭鉱)
② 昭和 23 年 4 月 20 日から 25 年 3 月 21 日まで
(C社D鉱業所)

A社B炭鉱及びC社D鉱業所に勤務していた両申立期間が厚生年金保険の第1種被保険者として記録されているが、坑内作業に従事していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA社B炭鉱において坑内保安等の業務に従事していたと申し立てているところ、同業務と同質性の高い業務に従事し、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚が「私は在籍期間のすべてにおいて坑内作業に従事していた。」と供述しており、また、前述の被保険者名簿から厚生年金保険の第3種被保険者期間が確認できる別の同僚が「坑内保安等の業務は、中等学校（現在の高等学校に相当）卒業以上の学歴を有するか、又は、坑内において相当の経験を有する者が担当していた。」と供述し、申立人は 17 年 12 月にE工学校（現在は、F工業高等学校）を卒業していることが確認できることから判断すると、申立期間①当時、申立人は申立事業所において坑内保安等業務担当として坑内作業に従事していたものと認められる。

さらに、申立人は、オンライン記録から、A社B炭鉱において申立期間①について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間①の厚生年金保険の被保険者種別に係る記載が無い。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 25 人のうち、標準報酬月額等の等級が申立人と同じ 15 等級以上となっている者が一人確認できたところ、同人については、当該被保険者名簿において厚生年金保険の第3種被保険者を示す表示が記載されていないにもかかわらず、オンライン記録では厚生年金保険の第3種被保険者と記録されていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所（当時）に届出を行ったと認められる。

2 申立期間②については、申立人はC社D鉱業所において坑内保安等の業務に従事していたと申し立てしているところ、申立人は昭和25年7月14日に国家試験である「坑内保安係員」に合格しており、国の所管機関では、同試験の受験資格は1年間以上の実務経験を有することと回答しており、また、C社D鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ23年4月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、坑内において申立人が従事していたとする坑内保安業務と極めて同質性が高い業務に従事していたとする同僚が「申立人と同じ姓で、G県H郡I町（現在は、J市）出身の者が、自分の担当業務と同様の業務を担当していた。」と供述しているところ、申立人の戸籍謄本に記載されている出生地が同地区であることが確認できることから判断すると、申立期間②当時、申立人は同事業所において坑内保安係の業務に従事していたものと認められる。

また、申立人は同姓同名の者は勤務していなかったと供述しており、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違している、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者台帳（旧台帳）において、申立期間②の厚生年金保険の被保険者種別に係る記載が無い。

さらに、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者種別についての記載が確認できないものの、オンライン記録では第3種被保険者と記録されている者が二人、被保険者種別についての記載は明確には確認できないものの、オンライン記録では第3種被保険者と記録されている者が3人確認

できる。

加えて、C社D鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②及び申立期間②に近接する時期に厚生年金保険第3種被保険者の資格を取得した者で、かつ、同事業所において1年以上の厚生年金保険の被保険者期間が確認できる者のうちの一人については、昭和23年8月から24年5月までの期間における標準報酬月額等級が申立人と同じ15等級であることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所に届出を行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、平成18年10月から19年3月までの期間は30万円に、同年4月は18万円に訂正し、申立期間②に係る標準賞与額を15万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、履行していないと認められ（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、申立期間②については明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年10月1日から19年5月1日まで
② 平成18年12月29日

A社における厚生年金保険の被保険者期間に間違いはないが、給与支給額に見合った標準報酬月額が記録されていないと思われるので、申立期間①について標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成18年12月に支給を受けた賞与に関して、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、これに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、賞与支給額に見合った標準賞与額で厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額については、申立人が所持する平成18年10月から19年4月までの期間に係る給与支払明細

書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、18年10月から19年3月までの期間は30万円に、同年4月は18万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、申立人は、平成18年10月1日にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険資格取得届により、事業主が届け出た標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月1日から19年5月1日までの期間について、前述の給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②に係る申立人の標準賞与額について、申立人が提出した平成18年12月の賞与支払明細書により、申立人が主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる資料は無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払届を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 2302

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年8月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、平成19年6月20日に退職するまでの期間において継続して同社に勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した社員カード、C健康保険組合の回答及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年8月1日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主は、「厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和50年8月1日とすべきところ、当時の当社B支店の担当者が誤って同年7月1日として届け出たと思われる。」と回答していることから、事業主が昭和50年7月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から8年6月1日までの期間に係るA共済組合員としての掛金をB団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA共済組合における資格取得日に係る記録を7年10月1日に訂正し、同年10月から8年5月までの標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、B団体は、申立人に係る当該期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年4月3日から8年6月1日まで

私は平成7年4月3日からC協同組合（現在は、D協同組合）に勤務していたが、「ねんきん特別便」によると、8年6月1日付けでA共済組合の組合員資格を取得したと記録されていることが分かったため、D協同組合に調査を依頼したところ、7年7月分、同年9月から同年11月までの分及び8年1月分の給与支給明細書の控えが見つかり、給与からA共済組合員としての掛金が控除されていることが分かった。申立期間をA共済組合の組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D協同組合が提出した申立人に係る平成19年分の「個人別賃金台帳・源泉徴収簿」により、申立人は7年4月3日から同組合に勤務していることが確認できることなどから判断すると、申立人が申立期間にC協同組合に勤務していたことが認められる。

また、D協同組合は、当時C協同組合が、A共済組合の掛金を当月控除していたことを供述しているところ、申立人が所持する平成7年7月分、同年9月から同年11月までの分及び8年1月分の給与支給明細書において、7年10月から同共済組合員としての掛金が控除されていることが確認できるとともに、D協同組合が提出した申立人に係る8年8月1日付けの組合員資格異動届等処

理済通知書（控）に記載されている同年6月分の掛金の控除額が、申立人が所持する前述の給与支給明細書のうち、7年10月分、同年11月分及び8年1月分の給与支給明細書による掛金の控除額と同額であることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、7年10月1日から8年6月1日までの期間において、A共済組合員としての掛金を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成7年10月から8年5月までの期間の標準報酬月額については、申立人のC協同組合における7年10月分、同年11月分及び8年1月分の給与支給明細書の掛金控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、D協同組合は、C協同組合がA共済組合に、申立人の組合員資格取得日を平成8年6月1日として誤って届け出ており、申立人に係る7年10月から8年5月までの期間の掛金をA共済組合に納付していないことを認めていることから、A共済組合は、申立人に係る当該期間の掛金の納入の告知を行っておらず、B団体は、申立人の当該期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年4月3日から同年10月1日までの期間については、D協同組合は「申立期間当時、C協同組合では職員について、採用後6か月を経過した時からA共済組合の組合員にさせる取扱いであった。申立人についても、採用した同年4月3日から6か月を経過した同年10月からA共済組合の掛金の控除を開始した。」と回答している上、申立人に係る同年7月分及び同年9月分の給与支給明細書からは、A共済組合の掛金が控除されていることが確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成7年4月3日から同年10月1日までの期間については、申立人がA共済組合員として当該期間の掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年2月1日まで
② 昭和40年4月10日から同年11月10日まで

A社B支店からC社D支店に異動した際の申立期間①、及びE社に勤務していた申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。すべての事業所に営業担当として勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B支店及びC社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人とほぼ同時期にA社B支店からC社D支店に異動したとする同僚の厚生年金保険の被保険者記録が継続していること、並びに当該同僚の供述等から判断すると、申立人がA社を含むC社の関連会社に勤務し（昭和38年2月1日にA社B支店からC社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所名簿によるとA社B支店は既に厚生年金保険

の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びE社に勤務していた従業員の供述からは、申立人が申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、適用事業所名簿等によれば、申立事業所は昭和 42 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっており、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当該適用事業所名簿によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、申立期間②当時の事業主及び同僚の連絡先も不明であり、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

なお、法人登記簿によれば、E社は昭和 35 年 3 月 10 日にF社として設立されていることが確認できるところ、適用事業所名簿から、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 5 日は 17 万 9,000 円、19 年 3 月 15 日は 7 万 7,000 円、同年 6 月 15 日は 19 万 2,000 円及び同年 12 月 5 日は 24 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 5 日
② 平成 19 年 3 月 15 日
③ 平成 19 年 6 月 15 日
④ 平成 19 年 12 月 5 日

A病院からすべての申立期間において賞与が支払われ、標準賞与額に見合う厚生年金保険料も控除されていたことは間違いないので、すべての申立期間における標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が提出した賞与に係る賃金台帳から、申立人は、それぞれ、平成 18 年 12 月 5 日は 17 万 9,000 円、19 年 3 月 15 日は 7 万 7,000 円、同年 6 月 15 日は 19 万 2,000 円及び同年 12 月 5 日は 24 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 2 月 26 日に、事業主は、申立人のすべて

の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったとして申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 42 年 3 月 28 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44 年 7 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社Dセンター）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 3 月から同年 9 月までの期間は 2 万円、同年 10 月から 43 年 6 月までの期間は 2 万 2,000 円、同年 7 月から 44 年 6 月までの期間は 3 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 28 日から 44 年 7 月 16 日まで

A社B工場に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A社B工場に勤務していたことが認められる。

また、申立期間について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の戸籍を訂正する前の名前と一致し生年月日の一部が相違する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和 42 年 3 月 28 日、資格喪失日は 44 年 7 月 16 日）が確認できる。

さらに、C社Dセンターが提出した申立人に係る従業員台帳において、申立人は、生年月日は一致するものの、前述の被保険者原票及びオンライン記録と同様、戸籍を訂正する前の名前と一致する氏名により、昭和 42 年 3 月 28 日に採用され、44 年 7 月 15 日に退職した旨記載されている上、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に

において戸籍を訂正する前の名前と一致し、前述の被保険者原票及びオンライン記録と同様、生年月日の一部が相違する厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和 42 年 3 月 28 日、資格喪失日は 44 年 7 月 16 日）が記載されていることが確認できる。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人と私は同期入社で、同じ寮で生活していた。厚生年金保険には入社当初から全員加入しており、当時、申立人と同姓同名の者は勤務していなかった。」と供述しているところ、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名の厚生年金保険の被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 42 年 3 月 28 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、44 年 7 月 16 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 42 年 3 月から同年 9 月までの期間は 2 万円、同年 10 月から 43 年 6 月までの期間は 2 万 2,000 円、同年 7 月から 44 年 6 月までの期間は 3 万円とすることが妥当である。

福岡国民年金 事案 2006

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年1月まで

20歳になった昭和40年*月に国民年金の集金人が自宅を訪れ、国民年金の加入を勧めたので、母が私の国民年金の加入手続を行い、母に保険料を納付してもらった。後に、妹たちについても母が国民年金の加入手続を行って、妹たちの分と一緒に保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、「資格取得 昭和45年4月30日 被保険者の種類 任」と記載されているとともに、申立人に係る国民年金被保険者台帳において、昭和45年4月30日に任意加入被保険者資格を取得した記録が確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、後に妹二人分と一緒に国民年金保険料を母親が納付していたと主張しているが、申立期間当時、妹二人は20歳に到達しておらず、妹二人が国民年金に加入し、保険料の納付を開始した時期には、申立人は、結婚し転居しているため、申立人の母親が申立人の保険料を妹二人分と一緒に納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年4月から同年11月まで
平成16年3月に仕事を辞めてから、失業給付を受け、18年4月に再就職するまでの間は、アルバイトやボランティア活動をしていた。
申立期間当時、国民年金保険料の納付が遅れたことがあるが、遅れながらもコンビニエンスストアで納付した。
申立期間の国民年金保険料については、納付時期、納付期間及び納付金額は記憶していないが、納付したことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録において、申立人の申立期間直後の平成17年12月から18年3月までの国民年金保険料が20年1月及び同年2月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録の申立人に係る納付督促事跡により、平成17年度に社会保険事務所（当時）が申立人に対して現年度納付の督促を5回実施（申立人不在時の実施分を除く。）するとともに、19年5月以後数回にわたり、時効消滅直前での納付督促と推認される事蹟が記録されていることから、同年5月時点において、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていたことがうかがえるとともに、20年1月13日の納付督促により、申立期間直後の国民年金保険料が時効消滅直前に納付されたことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したとの記憶があるのみで、その納付時期や期間、金額について

の記憶は明確でなく、申立期間の保険料納付状況等は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2008（事案 369 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料を昭和 51 年ごろに一括納付したが、納付記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に年金記録を訂正するよう申し立てたが、国民年金手帳記号番号の払出時期において、一部時効により国民年金保険料の納付ができない期間があるなどの理由で年金記録の訂正は認められなかった。

今回、納付時期を A 市 B 区に居住していた昭和 54 年又は 55 年ごろに訂正し、納付した保険料についても訂正して再申立てを行うものである。

当該納付時期に社会保険事務所（当時）から送付を受けたはがきには、申立期間に係る未納保険料を納付しない場合には国民年金は継続して加入することはできない旨の内容が記載されていたので、すぐに A 市 B 区にある社会保険事務所で一括納付しており、保険料が未納と記録されていることに納得できない。

申立内容を再度調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 51 年 10 月 18 日と確認され、この時点では、申立期間の一部に係る国民年金保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、このほか当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 28 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の納付時期を昭和 54 年又は 55 年ごろに訂正するとともに、納付金額も訂正し、社会保険事務所の納付勧奨に応じて一括納付したとして再度申し立てしているところ、社会保険事務所では、特例納付の実施時期に、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して受給権確保のための特例納付を行うよう勧奨を実施しているものの、申立人が納付したとする第 3 回目の特例納付実施時期である 54 年又は 55 年には、申立人の年齢は 27 歳又は 28 歳であり、納付勧奨の対象外であることに加え、社会保険事務所が申立人に対して特例納付の勧奨を行った事跡も見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな周辺事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2009（事案 77 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 42 年 9 月までの期間、43 年 2 月から 45 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 55 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月から 42 年 9 月まで
② 昭和 43 年 2 月から 45 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 7 月から 55 年 9 月まで

母親から国民年金に加入するように言われたので、20 代のころにさかのぼって A 市役所 B 支所（正式名称は C 支所）の窓口で一括して国民年金保険料を前納したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかないので、年金記録確認第三者委員会に記録を訂正するよう申し立てたが、訂正は認められなかった。

委員会は、A 市役所 B 支所の当時の担当者に何も確認せずに判断し決定しているため、納得できない。

今回、再申立てをするに当たって新たな事実はないが、委員会では、当時の窓口担当者に事実を確認の上、判断してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、20 代のころに A 市役所 B 支所にて国民年金加入の手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を一括して前納したと主張しているところ、申立期間当時、申立期間の保険料を一括して前納できる制度は存在せず、申立人の主張には不自然さがうかがえること、昭和 45 年 4 月に申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の元夫についても同様に未納期間があること、及び申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 55 年 9 月に A 市役所 B 支所において申立期間の国民年金保険料を一括納付したので、収納した職員への確認調査を行ってほしいとして再申立てを行っているが、申立人は、当時の窓口担当者の名前は記憶しておらず、A 市役所においても「申立当時、8 人程度の職員が在籍していたことが確認できたが、窓口において保険料収納に関する業務の担当者が固定されていたわけではない。」と回答しており、申立事実の確認はできず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年2月までの期間、47年2月から同年4月までの期間及び58年1月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月及び同年2月
② 昭和47年2月から同年4月まで
③ 昭和58年1月から59年2月まで

私は申立期間当時、A市に住んでいたが、国民年金保険料は、町内会を通じて納付書が配布されるたびに納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は20歳到達前であることから、国民年金に加入できない期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間②及び③については、申立人の基礎年金番号は、申立人が当初勤務したB社の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号が導入された平成9年1月時点で、国民年金手帳記号番号が統合された記録が見当たらないこと、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡がうかがわれないことから、申立人の国民年金への加入手続は、C社を退職直後の13年11月に行われたものと推認され、当該期間は国民年金の未加入期間であり国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に係る記憶も定かでないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年1月までの期間及び14年9月から17年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月及び7年1月
② 平成14年9月から17年2月まで

平成21年11月にA社会保険事務所（当時）から送られてきた被保険者記録回答票によると、私の最後の国民年金加入期間の資格取得日は6年12月31日で、喪失日が14年9月30日となっているが、私は17年2月分まで国民年金保険料を納めた。保険料は、B市C区役所発行の納付書により、同区役所で毎月納付した。

平成6年12月から17年2月までの国民年金保険料については全期間納めたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立期間①直後の平成7年2月及び同年3月の国民年金保険料が、それぞれ時効直前となる9年3月及び同年4月に過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付された時点では、申立期間①は時効のため、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、60歳到達後の期間であることから、申立人が国民年金保険料を納めるためには、国民年金の任意加入の手続を行わなければならないが、その手続を行った事跡は見当たらない上、申立期間②当時は、納付書の発行や保険料の収納事務は社会保険事務所（当時）が行い、B市C区役所では行っていないことから、同区役所発行の納付書により同区役所で納付したとする申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2012

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 4 月から 15 年 1 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から 15 年 1 月まで

私は、国民年金保険料については毎年きちんと免除申請をしていたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間だけが免除になっていない。

免除申請のはがきを出し忘れたことはない。平成 15 年に 2 回申請免除していたことも憶えが^{おぼ}無い。申立期間は、免除申請をしていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の免除を申請したと主張しているが、オンライン記録では、平成 14 年度は、平成 15 年 3 月 19 日に免除申請が行われ、同年 4 月 21 日に社会保険事務所（当時）による免除処理が行われていることが確認できるのみで、これ以前に免除申請等が行われた形跡は見当たらない。

また、平成 14 年の国民年金法施行規則の改正により、平成 14 年度の免除は、申立人が申請した前月に当たる 15 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料が免除とされていること、及び 15 年 7 月から 16 年 6 月までの期間の保険料を免除とするための申請が、15 年 7 月 11 日に行われていることから、申立期間についてはさかのぼって免除することができなかつたと考えられ、15 年中に 2 回の免除申請が行われたことについても不自然な点はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除を申請していたことを示す関連資料（日記、国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年3月までの期間、15年7月から同年9月までの期間、16年3月及び同年12月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月から同年3月まで
② 平成15年7月から同年9月まで
③ 平成16年3月
④ 平成16年12月から17年3月まで

私は、国民年金保険料は国民年金に加入した全期間分を納付していると思っていたところ、「ねんきん特別便」が届いて未納期間があることが初めて分かり驚いている。「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」でも調査を依頼したが、未納期間があるとの回答だった。

納付書は、本年度分（現年度納付書）ではなく、後に送られた分（過年度納付書）もあるかもしれないが、遅れてでも納付しているはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の依頼先税理士事務所が保管する、申立人の平成14年分から18年分の確定申告書控では、申立期間②、③及び④の国民年金保険料が申告されていないことが確認できる。

また、申立人が提出した国民年金保険料の領収証書綴りに申立期間①、②、③及び④の領収書は無い上、同領収証書綴りにある納付年月日とオンライン記録の納付年月日はすべて合致していることを踏まえると、行政側の記録管理に不備があったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立人は、申立期間当時、資金に余裕ができたときに保険料を納付していたとしており、納付月が前後している期間が散

見されるなど、申立人の納付状況等についての記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 20 日から 52 年 1 月 20 日まで

私の夫の知人がA社に勤務していた関係で、昭和 50 年 10 月に同社が従業員を募集していることを知り、同社の事務長の面接を受け、同年 11 月 1 日に入社した。同社の事務長から入社後 3 か月間は臨時社員であると言われていたが、51 年 1 月の給与支給日ごろ、同社の事務長から「本採用を予定していた時期より 1 か月間早い、正社員にしても良い。」と言われ、同年 1 月の給与から厚生年金保険料の控除が開始されたと記憶している。

年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 52 年 1 月 20 日となっているので、厚生年金保険被保険者資格の取得日を 51 年 1 月 20 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿においてA社は、昭和 57 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の資料は保管されていない上、同社における当時の事業主、事務長であった者及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 4 人の合計 6 人のうち、4 人は死亡しており、残り二人のうち連絡が取れた一人の同僚は、「申立人は私の後任として入社した。短い期間だが一緒に勤務したので、私が退職した 50 年 12 月以前から勤務していたことは確かだが、それ以降のことについては不明である。」と供述しているため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除等を確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は申立期間後の昭和52年1月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、申立人の被保険者記号番号の前後に記載されている11人（申立人を含む。）の番号については、いずれも同年1月の厚生年金保険被保険者の資格取得が確認され、さかのぼって訂正処理が行われた形跡は認められない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月21日から同年3月20日まで

申立期間について、A会B出張所に所属し、C社（現在は、D社）が所有するE丸に乗船していたが、乗船期間のうち、申立期間について船員保険の被保険者記録が確認できない。

私にとっては、E丸が初めて乗船した船舶であり、記憶している3人の同僚のうち、二人は申立期間についてもE丸の乗船履歴があると聞いており、また、E丸の海難事故についても記憶している。E丸に乗船していたことは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A会B出張所に所属し、昭和21年1月21日からE丸に乗船していたと申し立てているところ、申立人は申立期間に係る船員手帳を所持しておらず、D社は、申立人に係る関連資料を保存していないと回答していることから、申立人が申立期間においてE丸に乗船していたことを確認できない。

また、申立人が申立期間において申立人とともにE丸に乗船していたと記憶する同僚3人のうち、一人は既に死亡しており、残りの二人に照会したところ、一人は、「昭和21年3月に申立人とともにE丸に乗船した。海難事故は無かったように記憶している。」と供述しており、当該同僚については、A会B出張所に係る船員保険被保険者名簿において、昭和21年3月28日に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、残りの一人は、「申立人とともにE丸に乗船していた記憶はあるが、乗船期間をはっきりと記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる供述を得ることがで

きない。

さらに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 12 日から同年 5 月 6 日まで
社会保険庁(当時)からの「ねんきん特別便」で、初めて、A社で勤務していた時期に厚生年金保険に加入していたことが判明した。

50 年以上も前のことで詳細は不明であるが、同事業所には昭和 32 年 1 月から同年 7 月までの期間において勤務していたと記憶しており、同事業所での厚生年金保険の被保険者記録が 2 か月のみとなっていることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る従業員台帳によれば、申立人は昭和 32 年 5 月 6 日に見習社員として申立事業所に入社、同年 7 月 10 日に退職した記録となっており、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことは確認できない。

また、同台帳により、申立人は、昭和 32 年 5 月 6 日に申立事業所に入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録となっており、このことは、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致する。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を記憶していない上、申立期間当時、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡を取ることができた同僚二人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資

料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月ごろから平成元年 12 月ごろまで

私は、公共職業安定所の紹介で昭和 63 年 10 月ごろに A 社が経営する B 施設（現在は、C 施設）に入社し、入社時に所持していた年金手帳を会社の担当者に預け、平成 2 年 2 月に退社するまでの期間において会社で保管してもらった。

同社には 17 か月間勤務したが、B 施設から C 施設に事業所名が変更になった平成元年 12 月 18 日から 2 年 3 月 26 日までの 3 か月間だけしか厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 施設における同僚に係る記憶及び申立事業所に係るオンライン記録により厚生年金保険の被保険者として名前が確認できる同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成元年 12 月 18 日と記載されている上、申立事業所に照会したところ、「正職員の場合、当社が作成する年間職員給与明細に記載することになっており、平成元年 6 月から 2 年 5 月までの期間に係る年間職員給与明細において、申立人については、給与支払いの開始は元年 12 月と記録されている。」と回答していることから判断すると、申立人が申立期間当時、申立事業所において正職員としての取扱いを受けていなかったことがうかがえる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月7日から36年12月7日まで

A社を退職後すぐに、B社C炭坑において採炭業務に従事していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

B社C炭坑に勤務していたことは事実であり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる同僚の供述及びB社C炭坑がD郡E町（現在は、F市）に所在していたとする申立人の供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、B社C炭坑は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D郡G町（現在は、F市）に所在していたB社H炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社において社会保険関係の事務を担当していたとする者は、「当時、私は、B社H炭坑で社会保険事務手続を行っていたが、B社はC炭坑を厚生年金保険の適用事業所として届け出ていなかったと思われる。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げる複数の同僚については、申立人と同じく、申立期間において申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、B社は既に解散し、当時の事業主も死亡していることから、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等を確認できる供述及び資料を得ることができない。

加えて、申立人が名前を挙げる前述の同僚のうち、連絡先が判明した同僚か

らも、申立期間当時の厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

なお、申立人は、「当時、国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2312（事案 1284 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで

昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 30 日までの期間において勤務した A 大学（現在は、B 大学）医学部附属病院に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正が認められなかった。

前回申立時において提出したとおり、国民年金に係る納付組織連絡票に「A 大医学部」の記載があることから A 大学医学部附属病院に勤務していたはずであり、上記委員会の決定には納得できない。同病院に勤務していたことは間違いないので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 大学医学部附属病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できないこと、ii) 同病院では、すべての勤務者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、iii) 事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回提出した C 市が作成した国民年金に係る納付組織連絡票の備考欄に「A 大医学部」と記載されており、A 大学医学部附属病院に勤務していたことは事実であり、年金記録確認第三者委員会の決定に納得できないとして再度の申立てを行っているところ、C 市担当課では、「昭和 52 年当時、国民年金保険料を納付するために校区単位で納付組織を設けており、納付

組織連絡票は、国民年金の加入申請があった場合、その納付組織の代表者にその申請者に係る情報を提供するために作成していたものであると考えられる。申立人が所持する納付組織連絡票（昭和52年11月7日付けの受付印が確認できる。）の備考欄には『法務局（35.4.1～39.4.30）A大医学部』と記載されているが、これは、当時、厚生年金保険の被保険者であったか否か及びその被保険者期間については、社会保険事務所（当時）又は事業所に確認する以外に方法は無かったことを考えると、申立人の申出をそのまま記載した可能性が高い。その理由は、社会保険事務所又は事業所に確認した結果を記入したのであれば、異なる事業所である『法務局』及び『A大医学部』に係る厚生年金保険の被保険者期間について、それぞれ分けて記入したと思われる。」と回答していることから判断すると、納付組織連絡票の記載のみをもって、申立期間に係る厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等の事実があったものとは考え難い。

また、申立人は、A大学医学部に勤務していたと申し立てているところ、A大学に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から、期間の特定はできないものの、申立人がA大学医学部研究所に勤務していたとの供述を得ることができる一方で、上記複数の同僚は、「申立人は、研究の補助員として勤務していた。」、「申立人はA大学医学部研究所の実験補助員であり、医局の雇用だったので厚生年金保険には加入していなかったと思う。」、「当時、A大学では様々な雇用形態があり、医局で雇用されている人や医師のポケットマネーで雇用されている人がいた。これらの者は厚生年金保険に加入していなかった。」とそれぞれ供述していることから判断すると、申立期間当時、A大学医学部（医局）においては、医局に勤務するすべての者を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A大学では、「申立人に係る人事記録等の資料は無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月ごろから48年2月ごろまでの期間のうち4か月間
② 昭和48年2月ごろから50年2月ごろまでの期間のうち6か月間
③ 昭和57年2月ごろから60年2月ごろまでの期間のうち2か月間

申立期間①については、A市に所在していたB公社（現在は、C社）D局で2か月間の勤務を2回、申立期間②については、E市F区に所在していた同公社G局で2か月間の勤務を3回、申立期間③については、H市に所在していた同公社I局で2か月間の勤務を1回行った。

各事業所において同一業務に従事していたことは間違いないので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が同じ建物内で別の事業所に勤務していたとする知人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB公社D局に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿によれば、「D局」は、昭和34年4月6日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「私は一人で勤務していた。」と供述していることから、同一業務に従事していた同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

なお、厚生年金保険適用事業所名簿から、申立期間①当時、申立事業所と類似の名称でA市内に所在し、厚生年金保険の適用事業所に該当していた「J局」に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に聴取したところ、同事業所はD局とは別の業務を行っており、申立人が主張する業務を行っていなかったと供述している上、上記被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間①に係る健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

2 申立期間②については、厚生年金保険適用事業所名簿によれば、「G局」は、昭和38年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿により、申立期間②当時、「K事業所」及び「L局」は、申立事業所と同一所在地において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるところ、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に聴取しても、申立人が従事していたとする業務について確認できる供述を得ることができない上、両事業所に係る上記被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、申立期間②に係る健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

3 申立期間③については、申立人は、同僚の名前を記憶しておらず、「I局」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から聴取しても、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることができない。

また、上記被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、申立期間③に係る健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

4 すべての申立期間について、B社の厚生年金保険事務を承継しているM企業年金基金に照会したところ、「当時、B社の各局では、それぞれ厚生年金保険の適用事業所としての届出を行うか否かについて判断していたようであり、B社のすべての局で同届出を行っていたわけではない。仮に、事

業所が厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていたとしても、雇用したすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、適用事業所ごとに様々な取扱いが行われていたようである。B公社の各局における厚生年金保険の加入状況等については、当基金では分からない。」と回答している。

また、申立人は、すべての申立期間において、「給与から厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している上、申立人のすべての申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月まで
(A社)
② 昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月まで
(B社)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社及び同社から出向したB社における厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

両事業所では管理職として新入社員に国民皆年金制度等について説明していた記憶があり、年金制度について説明していた私が年金に加入していないとは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管している申立人に係る給与振込記録から判断すると、申立期間①のうち、昭和 54 年 1 月から同年 9 月までの期間においては、申立人が同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社は、適用事業所名簿において同社が適用事業所に該当することとなったことが確認できる昭和 46 年 1 月 1 日からの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬決定通知書を保管しているが、いずれにおいても申立人に係る記載は確認できないと回答しているところ、同社が提出した 53 年 3 月 14 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の記載事項は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と符合す

ることが認められる上、当該被保険者資格取得確認通知書において、申立人の名前は確認できない。

さらに、申立期間①における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述、及び同社の事業主が経営するA社が、「申立人は、A社からB社に異動した。勤務していたのは事実である。」と回答していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が保管している申立人に係る給与振込記録により、申立期間②のうち昭和54年10月から55年2月までの期間については、B社ではなくA社から給与が申立人に振り込まれていたことが確認できる。

また、申立期間②における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 A社は、「B社は、A社の事業主が経営し、経理事務もA社で行っていた。両申立期間当時、本人の申出により厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」と回答しているところ、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から両申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「当時、営業の従業員の中に手取りが多い方がいいから厚生年金保険料を控除しないでほしいと申し出ている者がいた。」、「営業の従業員の中に手取りが多い方がいいから厚生年金保険に加入していない者がいたことは知っていた。」と供述し、そのうちの一人は、「会社の経理責任者は几帳面な人で、厚生年金保険の加入手続等に遺漏はなかったと思う。」と供述している。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、両申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月から 33 年 3 月 31 日まで
② 昭和 33 年 6 月 25 日から同年 12 月 25 日まで

年金加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、前の職場を退職したのが昭和 32 年 8 月だったと記憶していることから、A社に入社したのは、同年 10 月ごろだったはずであるが、33 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している記録となっているとの回答であり、また、継続して勤務していたにもかかわらず、同年 6 月 25 日から同年 12 月 25 日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録も確認できないとのことであった。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚は申立人を記憶しているものの、勤務を開始した時期について確認できる供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 4 人が、「当時、A社には厚生年金保険には加入させてもらえない試用期間があった。」と供述しているところ、当該被保険者名簿から申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる二人は、当該資格取得日のそれぞれ 9 か月前、6 か月前に入社したと記憶していることから判断すると、事業主は、必ずしもすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人は昭和 33 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間①において、申立人

に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、複数の同僚は申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間②においても継続して勤務していたことを推認できる具体的な供述を得ることができない。

また、上記被保険者名簿によれば、申立人に係る備考欄に「被証返納」のスタンプが押されていることが確認できる上、当該被保険者名簿から、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚には、申立期間②中に行われるべき標準報酬月額の時決定の記録が確認できるにもかかわらず、申立人については確認することができないなど、社会保険事務所における不自然な事務処理は認められない。

さらに、申立期間②当時、給与計算事務を担当していた者は、「従業員の給与から控除した社会保険料は、社会保険事務所から送られてくる納入告知書に記載された金額と毎月符合していた。」と供述している。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月1日から53年5月1日まで

A社及びB社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両社は社名変更をしただけで同一の事業所であったと記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時又は申立期間の前後の時期において両社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人（申立人の直属の上司一人を含む。）の供述から判断すると、申立期間において、申立人が、A社又はB社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和51年11月1日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、53年5月1日にB社における同資格を取得していると記録されているところ、当該被保険者記録は、いずれも雇用保険の被保険者記録と符合する。

また、A社及びB社における申立期間当時から現在までの期間における事業主が、「申立人と同じ営業の職に就く者の中には、歩合制で、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と回答し、上記の同僚二人のうち、申立期間当時、A社及びB社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、「申立人と同じ班に所属していた直属の上司の給与は完全歩合制であり、この上司は一時期、会社から独立して営業を行っていた。」と供述し、申立人も、申立人の勤務期間のほとんどは当該上司と一緒に勤務していたと主張して

いるところ、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該上司は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、申立期間の始期である昭和51年11月1日から53年4月1日までの期間について厚生年金保険の任意継続被保険者である第4種被保険者として記録されていることが確認できる上、当該上司も、「申立人とは4年間から5年間一緒に勤務したと思う。会社の組織変更があった際に、厚生年金保険の被保険者資格を一時喪失したような気がする。その間、任意で厚生年金保険に加入した記憶がある。また、組織変更の際に、営業仲間3人と一緒に退職したことがあったかもしれない。」と供述していることなどから判断すると、当時、A社及びB社は、申立人と同じ業務に従事していた者については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえるとともに、申立人についても、厚生年金保険の被保険者記録が継続していなかった期間があった状況がうかがえる。

さらに、前述の事業主は、申立期間当時の資料は一切保管していないと回答している上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

なお、申立人は、B社はA社から社名を変更した後の事業所であると主張しており、複数の同僚も両社が同一の事業所である旨供述しているが、両社は法人登記簿から代表取締役及び所在地が同一ではあるものの、それぞれ別の法人として登記されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月から27年4月1日まで

中学校卒業後の昭和25年5月にA炭礦に勤務したが、申立事業所における私の厚生年金保険の被保険者記録は、27年4月1日から同年8月1日までの期間となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除について確認できる資料は所持していないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA炭礦に勤務していたと申し立てしているところ、適用事業所名簿によると、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の記憶する同僚3人のうち、連絡先が判明した同僚一人は、「申立人がA炭礦で勤務していたことは記憶しているが、申立人の入社時期及び申立期間における厚生年金保険の加入の取扱いについてはまでは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、A炭礦に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和27年4月1日と記録されており、この記録は申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の

申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月27日から同年7月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

昭和46年2月にA社B事務所(商業登記簿においては、A社)から出張してC県D市においてE社の現場作業員として勤務していたが、A社が同年3月に倒産したので同年6月に同社を退職した。

申立期間は、E社の作業現場で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間のうち、少なくとも昭和46年3月21日から同年6月10日までの期間においてE社の業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、E社が保管する厚生年金保険の被保険者記録に係る資料から、申立人の氏名を確認することができず、同社では、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等を保管しておらず、当時の作業現場の状況を知っている従業員もいないので、申立内容を確認することはできないが、一般的に下請従業員の給与及び厚生年金保険の加入等について、当社が直接的に取り扱うことは無い。」と回答しており、当該期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認する関連資料及び供述を得ることができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社B事務所及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期にA社B事務所において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者のうち、E社において同資格を取得している者は確認できない。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間を含む昭和46年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料を現年度において納付していることが確認できるほか、申立人と同時期に申立人と同じ作業現場で勤務していたとする申立人の夫も、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、オンライン記録から、同年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料を現年度において納付していることが確認できる。

また、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、適用事業所名簿によるとA社B事務所は、昭和46年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立期間における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認する関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から21年3月まで

A病院（現在は、B病院）の看護婦養成課程を修了後、申立期間以前から継続して同病院に看護婦として勤務しており、申立期間の途中でC病院（現在は、D医療センター）に派遣された。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

A病院及び派遣先のC病院に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高等女学校卒業後にA病院及び派遣先のC病院に勤務していたと申し立てているが、B病院に照会したところ、同病院は申立てに係る関連資料を保管していないと回答している上、同僚に照会しても、申立人が申立期間においてA病院及び派遣先のC病院に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同病院で技師として勤務していたとする者は、「私の妻は、昭和22年ごろから25年ごろまでの期間において、A病院で正職員の看護婦として勤務していたが、当時、同病院は、看護婦について全員を厚生年金保険に加入させる手続を行っていなかったため、私の妻は同病院に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と供述している。

さらに、当該技師は、A病院に勤務していたとする昭和24年ごろに、同病

院には200人以上の職員がいたと記憶しているが、前述の被保険者名簿で確認できる当時の厚生年金保険の被保険者数は約100人であることから判断すると、同病院では、当時、すべての職員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間の途中で、C病院に派遣されたと供述しているところ、適用事業所名簿によると、同病院が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、D医療センターが厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは昭和53年8月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 9 年 5 月 20 日まで

私の夫が経営していたA社に取締役として昭和 62 年から平成 12 年 3 月までの期間において勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間については、国民年金の第 3 号被保険者として記録されており、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述、A社の元事業主（申立人の夫）の供述及び当該事業所に係る商業登記の閉鎖登記簿謄本から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社において申立人が、平成 7 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日に国民年金の第 3 号被保険者に該当した旨の処理が同年 3 月 20 日に行われていることが確認できる。

また、A社に係る申立人の夫のオンライン記録から、申立人は平成 7 年 1 月 27 日に申立人の夫の政府管掌健康保険の被扶養者として認定され、9 年 5 月 20 日に同健康保険の被扶養者に該当しなくなった旨記録されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の夫は 65 歳に到達した平成 9 年 * 月 * 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、厚生年金保険法の規定により、65 歳に到達した月において、その者の被扶養配偶者は国民年金保険第 3 号被保険者の資格を喪失する旨定められているところ、申立人は申立人の夫が 65 歳に到達した後の同年 5 月 20 日にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を再度取得していることが確認できることなどから判断すると、国民年

金第3号被保険者に係る届出について当該事業所からの届出が無かったにもかかわらず、社会保険事務所が当該事務処理を行ったとは考え難い。

加えて、事業主及びA社に係る事務手続を委託されていた税理士事務所に照会しても、申立内容を確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、商業登記の閉鎖登記簿謄本により、A社は平成14年10月*日にB地方裁判所において破産手続終結の決定が行われていることが確認でき、既に廃業しているため、当時の賃金台帳等の資料は見当たらず、元事業主も「A社に関する書類はすべて破棄し、何も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から22年1月まで

A社B支社が所有するC丸に乗船していた申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。同社に再度入社した昭和23年3月4日以降の被保険者記録は確認できるが、申立期間においても同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る乗船記録から判断すると、申立人が昭和21年4月14日に申立事業所に入社し、同年4月18日から同年10月16日までの期間においてC丸に乗船した後、22年2月1日に退職していることが確認できる。

しかしながら、A社が提出した船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者早見表では、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日は昭和23年3月4日と記録されている上、同社では、「乗船記録、船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者早見表以外に申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。また、申立人の乗船記録において、昭和21年4月14日から22年2月1日までの在籍期間について『前勤続認めず。』と記載されていることが確認できるが、当時、船員保険の加入等についてどのような取扱いであったのか不明である。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、申立事業所では、当時、若い船員について見習期間があり、その間は船員保険には加入していなかったのではないか。見習期間中に退職した場

合は船員保険に加入しておらず、船員保険料も控除されていなかったと思う。」、「申立人に係る記憶は無い。当時見習期間があり、見習期間中は船員保険に加入しておらず、船員保険料は控除されていなかったと思う。」、「申立人に係る記憶はある。私が入社した当時、見習期間があったが、見習期間中の船員保険の取扱いについては分からない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立事業所の申立期間における船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和23年3月4日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 16 日から 45 年 4 月 7 日まで

A社(現在は、B社)における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、B社では、「当時の事務担当者を確認したところ、退職時に脱退手当金について説明しており、希望があれば、会社が代理請求を行っていたと聞いている。」と回答しており、申立事業所における同僚6人から聴取したところ、うち3人は、「退職時に脱退手当金に係る手続について説明があり、会社が代理請求を行っていた記憶がある。」と供述し、残り3人は、「申立期間当時、退職する女性の多くが脱退手当金を請求していた記憶がある。」と供述している。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人は、申立事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和49年4月まで国民年金を納付していないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。